

入会案内

一般社団法人長野県建築士事務所協会松筑支部
支部長 小宮山吉登

困難な時代だからこそ… 仲間と共に助け合い… 励まし合うことが大切です…
正確で迅速な情報を共有しながら… まちづくりなど様々な活動に参加し…
資質の向上を目指す… それが、建築士事務所協会です。

知っていますか？

建築士法が改正され、都道府県建築士事務所協会及び日本建築士事務所協会連合会は法定団体となりました。

さらに、指定事務所登録機関として指定を受け、建築士事務所登録業務も行っています。従来からの『建築士事務所の管理講習会』開催に留まらず、管理建築士資格取得講習会の受付事務や建築士事務所登録並びに閲覧業務を行っています。

よって今後は、会員・非会員問わず建築士事務所協会に足を運ぶことになります。

建築士法の改正により

- 「名称の使用の制限」が定められ、法定団体となった建築士事務所協会の会員でない者は、名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならなりません。
- 「苦情の解決」が定められ、建築士事務所協会は、事務所の業務について苦情の申し出があったとき、相談、助言等を行い、当該事務所の開設者に対し苦情内容を通知し、説明又は資料の提出を求めることができる。建築士事務所協会の会員はこの求めに対し、正当な理由無く拒んではならないと規定されました。

これにより、未加入事務所との差別化が図られ、建築士事務所協会に加入することが信頼の証となります。

会員の特典

- 建築士事務所の賠償責任保険の割引制度があります。
- 書籍が割引価格で購入できます。
- 建築士事務所協会が主催する講習・研修等が会員価格で受講できます。
- 事務所同士のネットワークを活用し、業務の幅を広げることが出来ます。
- 建築士事務所協会を通じ、国や都道府県から迅速かつ正確な情報を得られるのみならず、国や都道府県・市町村に対して私達の『現場の声』を発信できます。

詳しくは、ホームページをご覧下さい <http://www.nsik-s.jp/>

〔お問合せ〕一般社団法人長野県建築士事務所協会松筑支部

事務局 TEL 0263-35-3302